

令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法の適用について（第1報～第6報）

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 山本 均、以下「WOWOW」）は、令和7年2月4日からの大雪にかかる 災害救助法が適用された地域のご加入者、代理店に対して、被災に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、お客さまの便宜を図ることを決定いたしました。専用フリーダイヤルの番号は以下の通りです。

被災を原因とする視聴不能など、WOWOWのお客さまからのご質問に対応いたします。

0120-814-619（受付時間：9:00-20:00／無休）

災害救助法の適用が発表された地域は下記の通りです。

【福島県】

会津若松市（あいづわかまつし）、喜多方市（きたかたし）、
南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら）、南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち）、
南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち）、耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら）、
耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち）、耶麻郡磐梯町（やまぐんばんだいまち）、
耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）、河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち）、
河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら）、河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち）、
大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち）、大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち）、
大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら）、大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）、
岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら）、南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち）

【新潟県】

長岡市（ながおかし）、東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐんあがまち）、
十日町市（とおかまちし）、魚沼市（うおぬまし）

被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、被災された地域の日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

報道関連・IR関連のお問い合わせ

経営管理局 広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp

コーポレートサイト:<https://corporate.wowow.co.jp>

SNS(X):https://x.com/WOWOW_Inc